

# **いじめ防止基本方針**

## **(改訂版)**

**熊本県立上天草高等学校**

**令和5年4月**

## 目 次

はじめに .....	1
------------	---

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 .....	1
-------------------------------------	---

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念 .....	1
2 いじめの定義 .....	1
3 いじめの理解 .....	3
4 いじめの防止等に関する基本的考え方 .....	3

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 .....	5
---------------------------------	---

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策 .....	5
(1) いじめ問題対策委員会の設置 .....	5
(2) 「いじめ問題への対応マニュアル」の作成 .....	6
(3) 本校が実施する具体的な取り組み内容 .....	6
①いじめの防止 .....	6
②いじめの早期発見 .....	7
③いじめへの対処 .....	7
④いじめの解消 .....	8
⑤その他 .....	8
(4) 年間計画 .....	9
2 重大事態への対処 .....	9
(1) 重大事態の発生と調査 .....	9
(2) 調査結果の提供及び報告 .....	11

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 .....	12
-----------------------------------	----

1 基本方針の見直しの検討 .....	12
2 基本方針策定状況の公表 .....	12
3 いじめ問題への対応マニュアル .....	13

## はじめに

いじめは、学校教育のみならず教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの生徒にも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事象を引き起こしうることを十分に認識しておかなければなければならない。

本校においては、これまでも、いじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできた。

しかしながら、最近では携帯電話やスマートフォンを介した誹謗・中傷の事案も起きており、いじめ事象の根絶には至っていないのが現状である。

上天草高校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という。）をうけ、熊本県が策定した「熊本県いじめ防止基本方針」（以下、「県の基本方針」）に基づき、本校が関係諸機関との連携のもと、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に關係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが、将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 2 いじめの定義

#### (定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うので

はなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、いじめはどの生徒にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主觀を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。(本校では「上天草高校いじめ問題対策委員会」)

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものであるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから生徒を救うためには、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの生徒にも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった生徒も1割程度であり、依然として、多くの生徒が立場を入れ替わり被害や加害を経験していることが確認されている。

それに加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるよう努めなければならない。

### 4 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単にいじめをなくす取組にとどまらず、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

#### （1）いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめ

を生まない土壤をつくり上げることが重要である。

特に生徒には様々な背景（障がいのある生徒、性的指向・性自認に係る生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒等）がある生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校の教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題に取り組むことの重要性について、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進するための普及啓発が必要である。

## （2）いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の小さな変化に気付く力を高めることが求められる。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、生徒は思春期の多感な時期であることから、生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一步踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候にも、いじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、生徒たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないよう、積極的に対応する必要がある。

いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ることが必要である。

## （3）いじめへの対処

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行わなければならない。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は全ての生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

#### (4) 家庭や地域との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭及び地域との連携が欠かせない。そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度や学校運営協議会制度等を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが期待される。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、その結果を生徒や保護者、地域住民向けに公表し検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなければならない。

また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

#### (5) 関係機関との連携について

日頃から、学校や県教育委員会と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人权擁護機関等）の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが求められる。ただし、生徒の命や安全を守ることを最優先とし、犯罪行為として取り扱われるいじめなどは、原則として直ちに相談・通報を行ない、適切な援助を求める。

また、教育相談の実施に当たっては必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは地方法務局など、学校以外の相談窓口があることを生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

### 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

#### 1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

##### (1) いじめ問題対策委員会の設置

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、心理や福祉の

専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等、外部専門家の参加を得ることなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するとの認識に立ち、本校では、法第22条第1項の規定に基づき、「上天草高校いじめ問題対策委員会（以下、「いじめ問題対策委員会」という。）」を設置する。その構成員は、外部専門家（スクールカウンセラー）、校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、教育相談員、人権教育主任とする。

また、「いじめ問題対策委員会」における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う担当者（以下、「情報集約担当者」という。）を「いじめ問題対策委員会」内に1名置くこととする。

なお、「いじめ問題対策委員会」を設置していることやその活動内容については、保護者等に周知する。

## （2）「いじめ問題への対応マニュアル」の作成

別紙参照（P13）

## （3）本校が実施する具体的な取り組み内容

### ① いじめの防止

- いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、組織等や既存の連絡協議会を活用し、全職員で家庭、地域社会、関係機関及び民間団体の間等の連携の強化を図る。
- 全ての教育活動を通じて「命と尊厳を大切にする学校」を目指す。
- 育友会総会や学年保護者会等の機会を利用し、保護者を対象とした「いじめ防止」の啓発や相談窓口の紹介等、家庭への支援を積極的に行う。
- 生徒が、学校・家庭・地域の共通理解のもと、地域の各種ボランティア活動を通して様々な人と触れあう活動や豊かな体験の機会を積極的に設けることで、他者理解を深め、自他の命を大切にする心や人権を尊重する態度、物事に感謝する心を身に付けるとともに、社会を生きぬく豊かな心を醸成できるよう、学校と地域が組織的に連携・協働する体制づくりを推進する。
- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行えるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー等の専門家やスクールサポーター等の警察官経験者等を積極的に活用する。
- 熊本県少年保護育成条例に基づき、18歳未満の児童生徒が使用する携帯電話等へのフィルタリング普及を促進することで、学校裏サイト等のコミュニティサイトへの接触を回避させ、また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上でのいじめをしないさせない環境づくりに努める。
- 生徒に、日常を離れた異年齢集団の中での体験活動や交流活動の機会を提供することで、自ら主体的に考え、仲間と互いに協力しあって行動することの大切さを認識させ、コミュニケーション能力の向上及び他者への思いやりの心を育む。
- 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を惹き起こし、深刻化を招く場合もある。特に体罰については、暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格の形

成を阻害し、生徒を傷つけ、または他の生徒によるいじめを助長する可能性もあることから、教職員研修等によって徹底的にその禁止を図る。

- 本校教職員のいじめに対する基本的認識を深めるとともに、いじめの防止等に向けた実践的指導力の向上を図るため、校内研修を定期的に実施する。
- 県教委が主催する「心のきずなを深める月間」や「心のきずなを深めるシンポジウム」、「いじめ防止高校生会議」等を通じて、生徒会が主体となる取組を考え、学校、家庭及び地域が一体となって支援し、すべての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等を充実させ、子どもたちに豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続して推進する。

② いじめの早期発見

- 「熊本県24時間子どもSOSダイヤル」等、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関を、生徒、保護者に周知徹底する。また、校内においては相談窓口として「教育相談室」を設置し、職員が常駐する体制をとる。相談事案は「いじめ問題対策委員会」（委員長：情報集約担当者）へ報告し対応する。
- 「心のアンケート」、「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査等を実施するとともに、定期的な教育相談体制を充実させるなどして、いじめの早期発見に努める。
- 生徒が自分の身の周りで起きているいじめを教職員に率直に相談することができるよう、県立教育センター等において、カウンセリングやコーチングの研修等、教職員が生徒との良好なコミュニケーションを図り、確かな信頼関係を築くためのスキルを身につける研修の受講を促進する。
- より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携促進や、学校運営協議会や学校支援地域本部等の設置を検討するなど、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築するとともに、情報の共有化を図る。

③ いじめへの対処

- 学校内外で起きているいじめに関する情報を学校全体で共有し、協働して解決への取組が図れるよう、「いじめ問題対策委員会」を中心に学校体制の整備や校内研修の計画等を充実させる。
- インターネットを通じて行われるいじめに対処するため、県教育委員会講演会等への参加をはじめ、関係機関・団体等が行う取組等を活用する。
- いじめを受けた生徒と、いじめを行った生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及び、いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようになるため、学校等警察連絡協議会や生徒指導担当者会議等を通じて学校相互間の連携・協力体制の強化に努める。
- いじめの行為が犯罪と思われる場合には、熊本県学校等警察連絡協議会の申合せ事項による相談基準に基づいて、適時適切に相談を行うよう、警察との連携・協力体制の強化に努める。

#### ④いじめの解消

- いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（ア）「いじめに係る行為が止んでいること」及び（イ）「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
- （ア）「いじめに係る行為が止んでいること」とは
  - a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。
  - b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、県教育委員会又は「いじめ問題対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定する。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行なう。
  - c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- （イ）「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」とは
  - a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- 「いじめ問題対策委員会」は、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- いじめが「解消している」状況とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察を行なう。

#### ⑤ その他

- 関係各種研修会への本校教職員の参加を積極的に促す。
- 「心のアンケート」の結果分析や生徒指導担当者連絡会議等での情報共有等を通していじめの実態把握に努める。
- 熊本県子ども人権フェスティバルへの参加など、生徒を主体とした活動を通して、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てる取組の充実を図る。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、「生徒が生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身につけるための教育」を推進するとともに、スクールカウンセラー等を積極的に活用する。
- 本校職員が生徒と向き合う時間を確保し、生徒の変化に迅速に対応できる体制をつくる。

#### (4) 年間計画

○：生徒対象      ●：職員対象

4月・・・●生徒理解研修① ○「スクールサイン」の利用について

5月・・・●生徒理解研修②

6月・・・○「心のアンケート」1回目実施

7月・・・●第1回「いじめ問題対策委員会」（「心のアンケート」分析及び課題対応）

8月・・・●生徒理解研修③ ●同和問題・人権教育研修

10月・・・○「命の大切さを学ぶ教室」

11月・・・●人権教育 ○「心のアンケート」2回目実施

12月・・・●第2回「いじめ問題対策委員会」（「心のアンケート」分析及び課題対応）

1月・・・●生徒理解研修④

2月・・・○「心のアンケート」3回目実施 ○「いじめ防止全校集会」

3月・・・●第3回「いじめ問題対策委員会」（「心のアンケート」分析及び総括）

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と調査

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### ア 重大事態の意味について

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

同条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連續して欠席している場合には、上記目安にかかるわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない

い」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。

生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

#### **イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について**

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに県教育委員会を通じて県知事へ、事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。

#### **ウ 学校が調査主体となる場合の組織について**

学校が調査主体となる場合、学校が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質<sup>や</sup>態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

- a 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて、学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- b 調査のための組織に必要に応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや、委員長を外部の専門家が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- c いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- d 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- e 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- f 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- g 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

#### **エ 事実関係を明確にするための調査の実施**

調査は、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校と県教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的に実施するものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることを指している。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、当該生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先する（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されるとのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。

いじめられた生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行なう。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて県教育委員会から指導・支援を受けたり、関係機関と適切な連携を図る。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

なお、生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮する。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

## オ その他留意事項

重大事態については、県教育委員会の積極的な支援を受ける。また、その事態に関わりを持つ生徒が傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動搖が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。

こうした状況では、学校は生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## （2） 調査結果の提供及び報告

### ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時かつ適切な方法で、経過を報告する。

これらの情報の提供に当たっては、県教育委員会又は学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

#### **イ 調査結果の報告**

調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。

### **第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項**

#### **1 基本方針の見直しの検討**

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国 の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としている。

本校としても、いじめの防止等に関する県の施策や本校の取組、重大事態への対処等、本校の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、「いじめ問題対策委員会」等の組織を用いて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等、必要な措置を講じる。

#### **2 基本方針策定状況の公表**

本校の「いじめ防止基本方針」について、ホームページ等で公表する。

## いじめ問題への対応マニュアル

熊本県立上天草高等学校

